

令和3年4月1日

「美祢市低入札価格調査実施要領」及び「美祢市建設工事
最低制限価格制度実施要領」に係る取扱いについて

1 趣旨

「美祢市低入札価格調査実施要領」及び「美祢市建設工事最低制限価格制度実施要領」
について、美祢市における取扱いを定める。

2 用語の定義

(1) 土木系工事

下表左欄に掲げる工事は、右欄の積算基準により積算を行った工事とする。

工 事 の 区 分	積 算 基 準
土 木 等 一 般 工 事	山口県設計標準歩掛表(一般共通編)及び別添に掲げる積算 基準 (別紙1) 参照
土木系機械設備工事	山口県設計標準歩掛表(道路編・電気(電気通信)編・河川編・ <u>機械設備編</u>)及び別添に掲げる積算基準 (別紙2) 参照
土木系電気設備工事	山口県設計標準歩掛表(道路編・ <u>電気(電気通信)編</u> ・河川編・ 機械設備編)及び別添に掲げる積算基準 (別紙3) 参照

(2) 営繕系工事 (建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事)

次のアからウのいずれかにより積算を行った工事とする。(別紙4) 参照

ア 公共建築工事積算基準「第3工事費の構成」

イ 公共住宅建築工事積算基準「1.2.2工事費の構成」

ウ 公共住宅屋外整備工事積算基準「1.2.2工事費の構成」

(3) 機器と機器単体費

機器とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認(品質証明等を含む)が
なされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」をいい、
該当品は次表のとおり。また、機器単体費とは当該機器を調達するための費用をいう。

(表) 機器の事例

機械設備工事	熱源機器、空気調和機、換気、送風機、ポンプ類、水槽、自動制御機 器、FRP製浄化槽 等
電気設備工事	発電機、高圧受電盤、低圧分電盤、制御盤、端子盤、特注照明器具、 その他流通量が少なく建設物価等やカタログ等で定価が公表されてい ない既製品類 等

3 土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事における読替え
直接工事費、機器費、機器単体費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等については、次のとおり読み替えるものとする。

(1) 土木等一般工事

ア 別添の積算基準①⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㉠㉡㉢㉣㉤㉥㉦㉧㉨㉩㉪㉫㉬㉭㉮㉯㉰㉱㉲㉳㉴㉵㉶㉷㉸㉹㉺㉻㉼㉽㉾㉿㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

- ・直接工事費 読み替えなし
- ・共通仮設費 = 工場製作(工場製作原価)中の間接労務費+架設工事(架設工事原価)中の共通仮設費
- ・現場管理費 = 工場製作(工場製作原価)中の工場管理費+架設工事(架設工事原価)中の現場管理費
- ・一般管理費等 読み替えなし

イ 別添の積算基準③の場合

- ・直接工事費 = 積算基準の1-2-2間接工事費に掲げる「ポンプの購入費」等の機器費(機器単体費)を除く直接工事費
- ・共通仮設費 読み替えなし
- ・現場管理費 読み替えなし
- ・一般管理費等 読み替えなし

(2) 土木系機械設備工事

ア 別添の⑦⑧⑨の場合

- ・直接工事費 = 製作原価中の機器単体費を除く直接製作費+据付工事原価中の直接工事費
- ・機器単体費 = 製作原価(製作工事原価)中の機器単体費
- ・共通仮設費 = 製作原価(製作工事原価)中の間接労務費+据付工事原価中の共通仮設費
- ・現場管理費 = 製作原価(製作工事原価)中の工場管理費+据付工事原価中の現場管理費+据付工事原価中の据付間接費+工事原価中の設計技術費
- ・一般管理費等 読み替えなし

イ 別添の積算基準⑧の場合

- ・直接工事費 読み替えなし
- ・機器単体費 = 機器費
- ・共通仮設費 読み替えなし
- ・現場管理費 = 間接工事費中の現場管理費+間接工事費中の据付間接費+工事原価中の設計技術費
- ・一般管理費等 読み替えなし

(3) 土木系電気設備工事

ア 別添の積算基準⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㉠㉡㉢㉣㉤㉥㉦㉧㉨㉩㉪㉫㉬㉭㉮㉯㉰㉱㉲㉳㉴㉵㉶㉷㉸㉹㉺㉻㉼㉽㉾㉿㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

- ・直接工事費 = 工事費(据付工事価格)中の直接工事費
- ・機器単体費 読み替えなし
- ・共通仮設費 = 工事費(据付工事価格)中の共通仮設費

・現場管理費 = 工事費(据付工事価格)中の現場管理費+工事費(据付工事価格)中の
機器間接費

・一般管理費等 = 工事費(据付工事価格)中の一般管理費等

イ 別添の積算基準⑪の場合

・直接工事費 = 読み替えなし

・機器単体費 = 機器費

・共通仮設費 = 読み替えなし

・現場管理費 = 間接工事費中の現場管理費+間接工事費中の据付(機器)間接費+
工事原価中の設計技術費

・一般管理費等 = 読み替えなし

4 入札参加者への周知

対象工事については、「入札執行通知書」において、低入札価格調査又は最低制限価格の適用の別及び「土木系工事」又は「営繕系工事」等の工事種別等を表示して周知する。

5 適用時期

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。

低入札価格調査及び最低制限価格における標準的な工事区分

1 土木系工事

工事の区分	積算基準	低入札価格調査 ／最低制限価格
土木等 一般工事	①山口県設計標準歩掛表（一般共通編） 「第Ⅰ編総則 請負工事の工事費構成」 ②下水道用設計標準歩掛表（第1巻 管路） ※工事費構成は『山口県設計標準歩掛表（一般共通編）「第Ⅰ編総則 請負工事の工事費構成」』による ③水道事業実務必携 「第2部第一編請負工事標準歩掛 請負工事費の構成」 ④土地改良工事積算基準（土木工事） 「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱 第3 請負工事費の基本構成」 ⑤土地改良工事積算基準（施設機械） 「土地改良事業等請負工事積算基準 第4 請負工事費の構成」 ⑥治山林道必携（積算・施工編） 「森林整備保全事業設計積算要領 第3 積算書の構成」	有／有 ※請負工事費の構成において機器単体費を含む場合は有(注1)／無
土木系 機械設備工事	⑦山口県設計標準歩掛表（道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編）※機械設備編で積算したものに限り 「第Ⅸ編機械設備 請負工事費の構成」 ⑧下水道用設計標準歩掛表（第2巻 ポンプ場・処理場） 「下水道用機械設備請負工事工事費積算要領並びに同積算基準 請負工事費の構成」 ⑨土地改良工事積算基準（施設機械） 「土地改良事業等請負工事積算基準 第3 請負工事費の構成」	有(注1)／無
土木系 電気設備工事	⑩山口県設計標準歩掛表（道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編）※電気(電気通信)編で積算したものに限り 「第Ⅶ編電気(電気通信) 請負工事の工事費構成」 ⑪下水道用設計標準歩掛表（第2巻 ポンプ場・処理場） 「下水道用電気設備請負工事工事費積算要領並びに同積算基準 請負工事費の構成」 ⑫土地改良工事積算基準（施設機械） 「土地改良事業等請負工事積算基準 第5 請負工事費の構成」	有(注1)／無

注) 美祢市低入札価格調査実施要領の第3条第2項第1号及び美祢市建設工事最低制限価格制度実施要領の第3条第1項第1号を適用する。

注1) 美祢市低入札価格調査実施要領の第7条第1項第2号及び3号は適用しない。

2 営繕系工事

工事の区分	建設工事の種類（工事内容）	低入札価格調査 ／最低制限価格
建築工事	建築一式工事、防水工事、左官工事又は塗装工事（外壁改修工事）、舗装工事、造園工事	有／有 （注1）
	内装工事（襖工事、畳工事）	有／有 （注2）
営繕系 機械設備工事	管工事（機械設備工事）	有／無 （注1）
	機械器具設置工事（昇降機設備工事等）	有／無 （注2）
営繕系 電気設備工事	電気工事（電気設備工事）	有／無 （注1）
	電気工事（発電機設備工事）	有／無 （注2）
解体工事	解体工事	有(注3)／無

注1）美祢市低入札価格調査実施要領の第3条第2項第2号ア及び美祢市建設工事最低制限価格制度実施要領の第3条第1項第2号イを適用する。

注2）美祢市低入札価格調査実施要領の第3条第2項第2号イ及び美祢市建設工事最低制限価格制度実施要領の第3条第1項第2号アを適用する。

注3）美祢市低入札価格調査実施要領の第3条第2項第3号を適用し、第7条第1項第2号は適用しない。

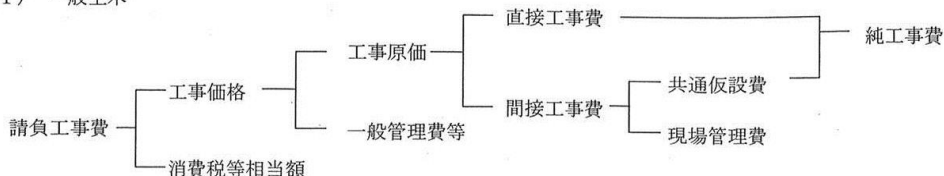
積算基準 (別添)
山口県設計標準歩掛表 (一般共通編) 「第 編総則
請負工事の工事費構成」

② 請負工事の工事費構成

1 工事費の基本構成

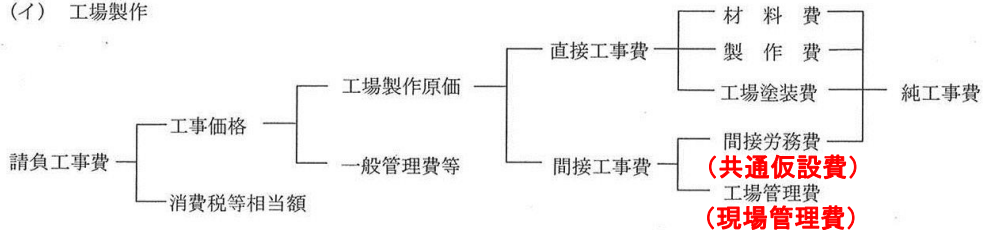
1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般土木

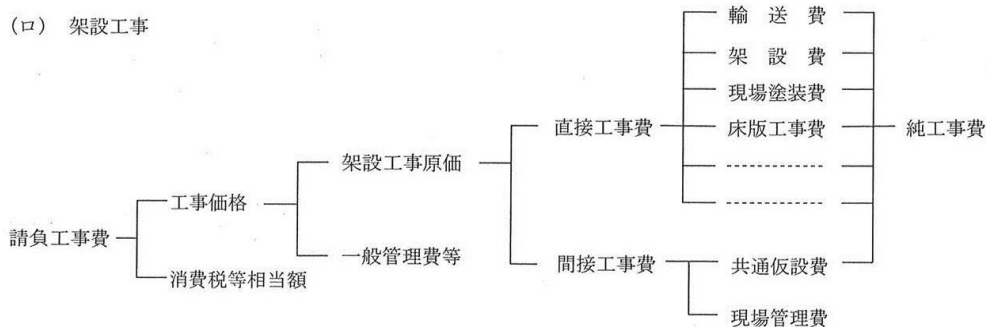


(2) 鋼橋製作

(イ) 工場製作

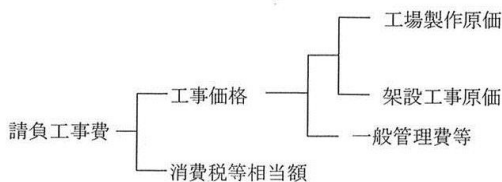


(ロ) 架設工事



(ハ) 一括請負の場合

工場製作から現場架設まで、一括請負とする場合には次のとおりとする。

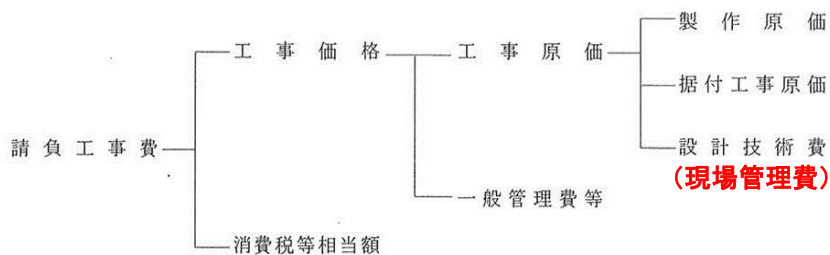


積算基準 (別添)の請負工事費の構成は、上記(1)一般土木と同構成となる。
積算基準 (別添)の請負工事費の構成は、上記(2)鋼橋製作と同構成となる。

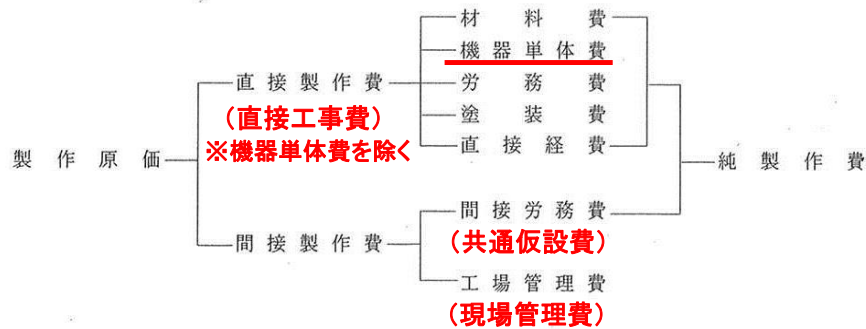
積算基準 (別添)
 山口県設計標準歩掛表 (道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編) 「第IX編機械設備 請負工事費の構成」

③ 請負工事費の構成

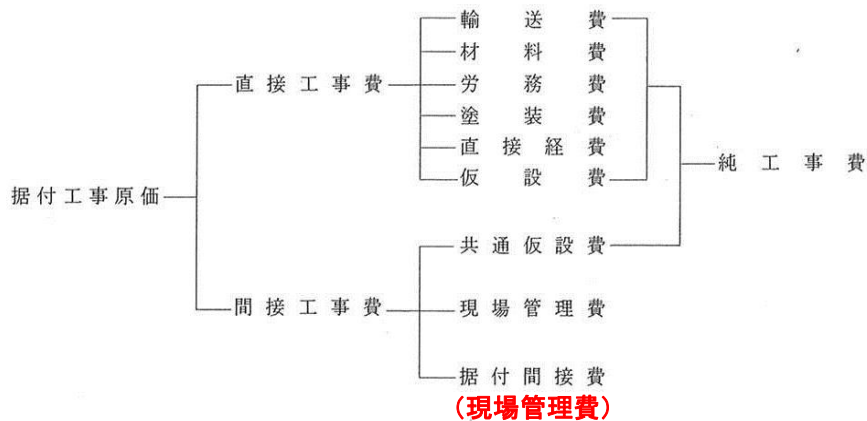
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1 製作原価



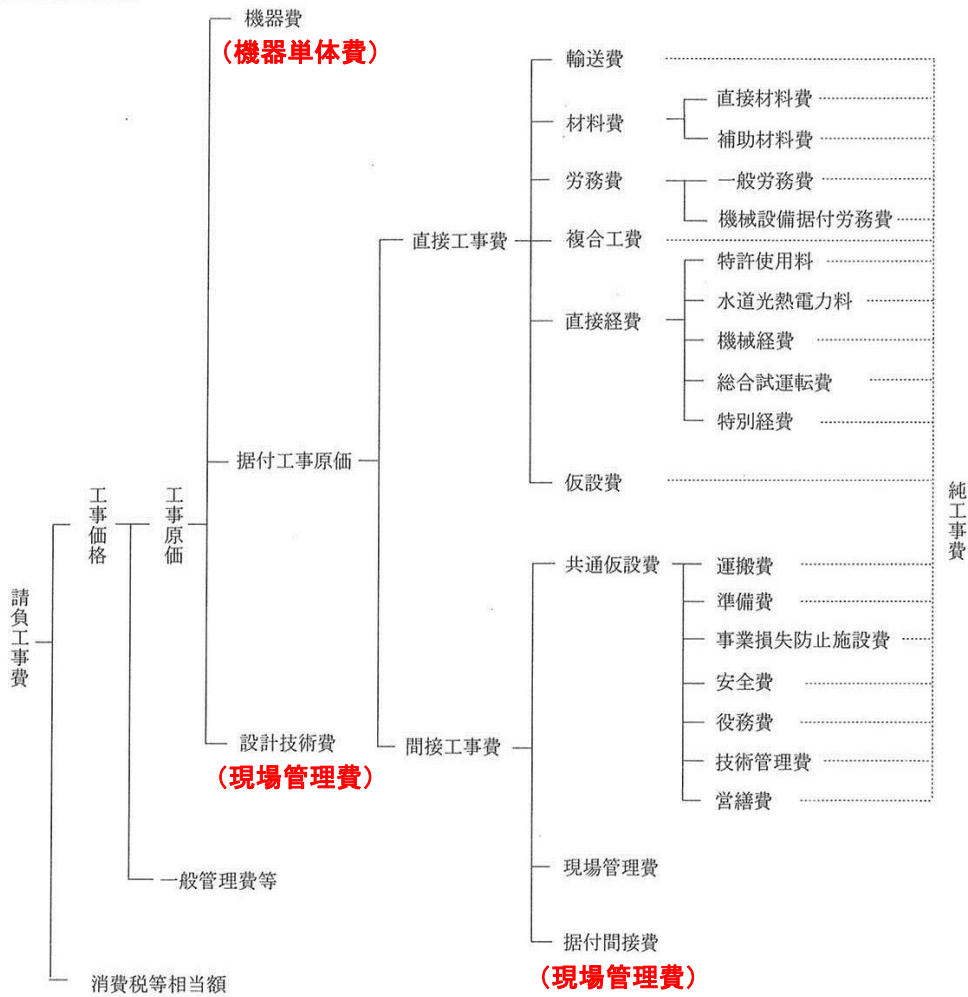
2 据付工事原価



積算基準 (別添)の請負工事費の構成も同構成となる。

積算基準 (別添)
下水道用設計標準歩掛表 (第2巻 ポンプ場・処理場)
「下水道用機械設備請負工事工事費積算要領並びに同積算基準請負工事費の構成」

別表第1
請負工事費の構成



における浄水場等の機械設備工事については、同構成を適用する。

積算基準 (別添)
 山口県設計標準歩掛表 (道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編)「第 編電気(電気通信) 請負工事の工事費構成」

② 請負工事の工事費構成

1 工事費の基本構成

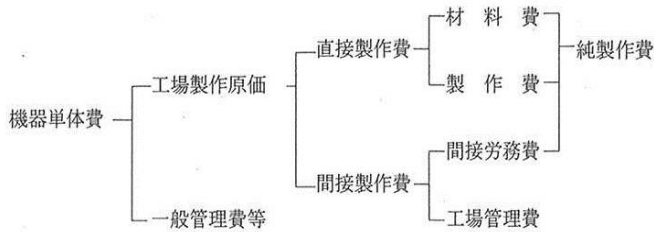
1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般工事

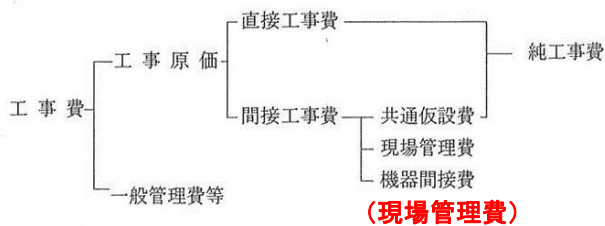


(注) 製造請負の場合は、「請負工事費」を「設備費」、「工事価格」を「据付価格」、「工事」を「据付」と読み替えるものとする。

(イ) 機器単体費の内訳



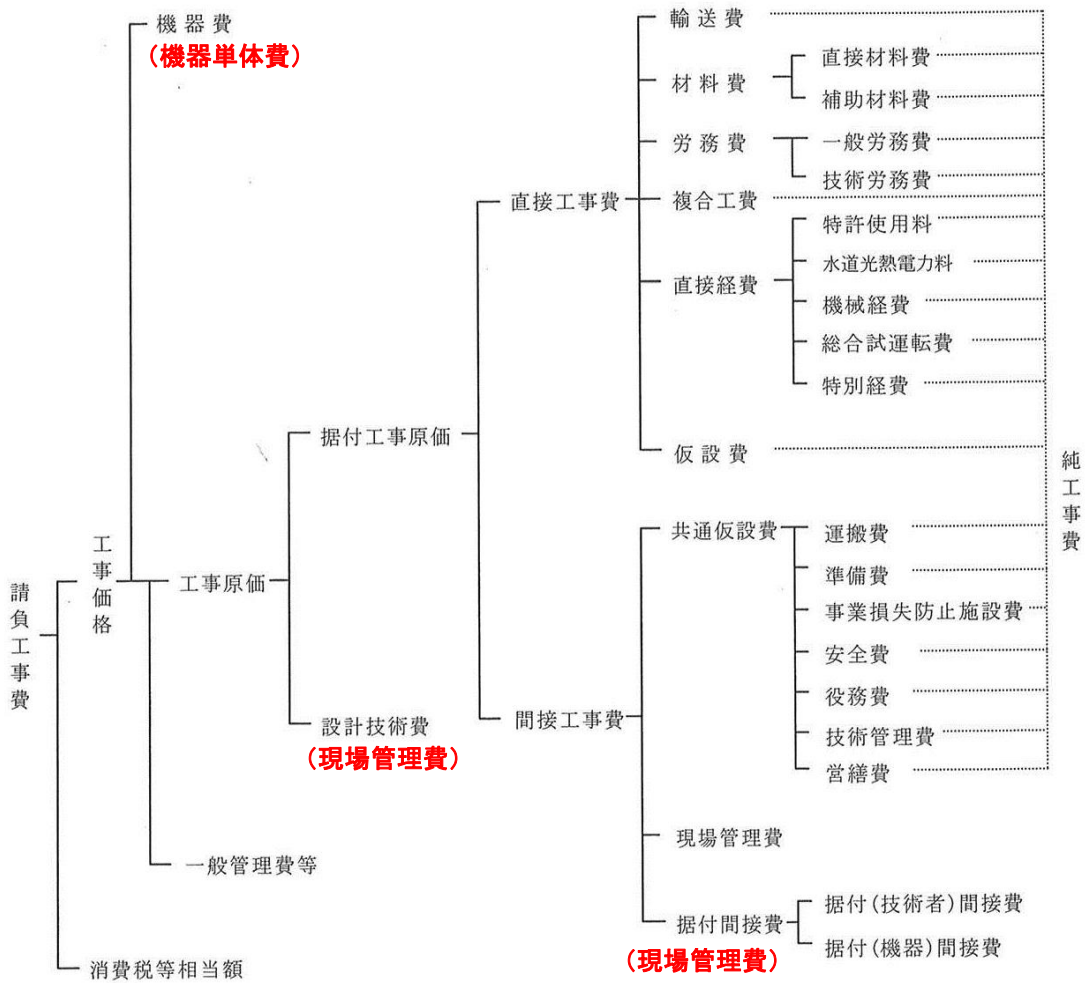
(ロ) 工事費の内訳



積算基準 (別添)の請負工事費の構成も同構成となる。

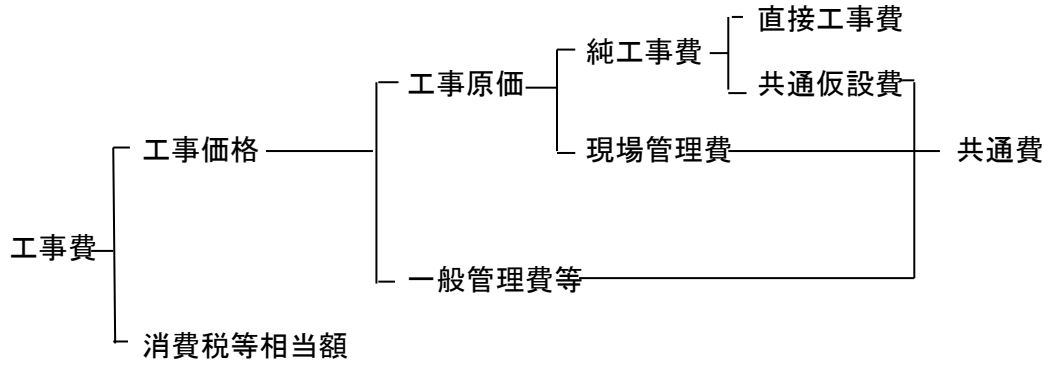
積算基準 (別添)
下水道用設計標準歩掛表 (第2巻 ポンプ場・処理場)
「下水道用電気設備請負工事工事費積算要領並びに同積算基準請負工事費の構成」

別表第1 請負工事費の構成

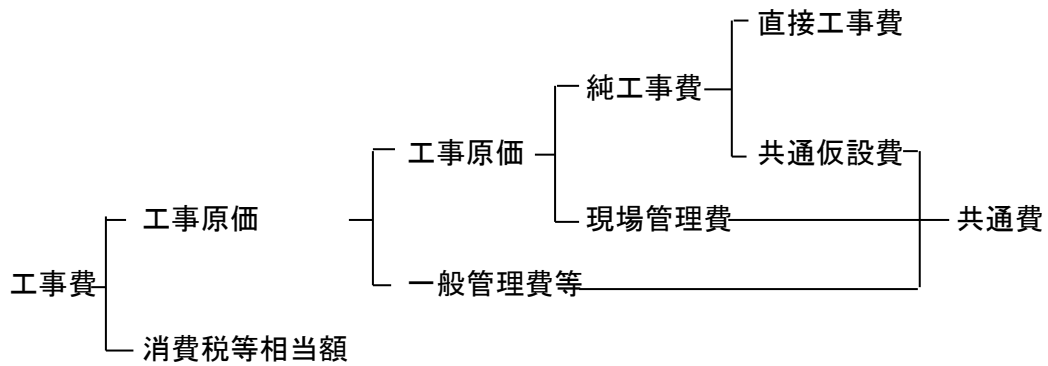


における浄水場等の電気設備工事については、同構成を適用する。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準」



公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建築工事積算基準」



公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅屋外整備工事積算基準」

